

交通事故（第三者行為）などにあつたとき

立春とは名ばかりの厳しい寒さが続いておりますが、体調を崩さないよう気をつけたいものです。

今回は、交通事故（第三者行為）などにあつたときの健康保険の取扱いのご案内です。

交通事故などにあつたら・・・ （届出書は組合HPよりダウンロード可）

交通事故などの怪我の治療で健康保険を使うことはできますが、その際には、派遣健保に健康保険使用の了承を得て、後日必ず「第三者の行為による傷病届」等を提出していただく必要があります。

本来、怪我の治療費は相手方が負担すべきものですが、治療優先の考えにより健康保険で一旦立替え、後日、派遣健保から加害者へ請求します。

事故にあつたら警察への連絡や加害者確認を行い、届出前に示談（怪我の治療費については自身で支払い、相手方へ請求しない等）すると相手方へ派遣健保から請求できなくなる場合がありますので、被保険者から事故の連絡がありましたら、派遣健保へ連絡するように案内をお願いします。

当組合の第三者行為発生状況 （平成 23 年 12 月末現在）

年度	件数
平成 21 年	471 件
平成 22 年	435 件
平成 23 年	270 件



健康保険 使用可の場合と、使用不可の場合について

×使用不可の場合

- × 通勤途上の交通事故
- × 通勤途上の怪我
- × 業務中の交通事故
- × 業務中の怪我

※通勤経路の逸脱や中断など、労災保険が適用されない場合もあります。
判断に迷ったら管轄の労働基準監督署へ確認してください。

○使用可の場合

- 私用外出中の交通事故
- 暴行等の被害（通勤途上、業務中のものを除く）

※事前に派遣健保の了承と後日、書面での届出が必要です。

業務中・通勤途上の交通事故は労災保険で

業務中や通勤途上の怪我については、労災保険からの給付を受けることになり、健康保険による診療は受けられません。

しかしながら、年間 80～100 件程度、労災保険適用の怪我にもかかわらず、健康保険で受診されているため、保険給付費の返還請求を行っています。

通勤途中の交通事故については、届出先が派遣健保から管轄の労働基準監督署になるだけで、基本的な手続きは変わりません。（様式 16 号の 3 他）

医療費適正化にご協力をお願いします。

交通事故や暴行被害等で保険証を使用する場合や、保険証を使用してよいかわからない場合は、必ず審査収納課までご連絡下さい。

業務部 審査収納課 03-6892-3316